

第Ⅱ期

鹿嶋市教育振興基本計画

計画期間 平成28年度～令和7年度

平成28年3月

(令和3年3月改定)

(令和4年3月追記)

茨城県鹿嶋市教育委員会

鹿嶋市教育委員会は、平成２８年３月に「第Ⅱ次鹿嶋市教育振興基本計画」を策定しました。本計画は、平成２８年度から令和７年度までの１０年間で、鹿嶋市教育委員会が目指す教育方針と主要施策を掲げ、その実現に向けて取り組むべき具体的事業を示したものです。これまで、本計画のもと、「家庭教育」「幼児教育」「学校教育」「社会教育」の施策について、ライフステージにあわせた教育施策として体系的に取り組んできました。

私たちを取り巻く世界は、人工知能（AI）やビッグデータの活用など、近年、技術革新が急速に進展し、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力も変わってきました。学校や学びの在り方などは新たな局面を迎えており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。先駆的に取り組んできた主体性をもって多様な人々と協働して学ぶアクティブ・ラーニングは「自ら考える力」「生きる力」を醸成し、多様な人々と共創しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になると考えております。

また、鹿嶋市総合計画に掲げている「まちづくり」「ひとづくり」の基本となる地域の教育力を高める取り組みやプロスポーツに牽引される社会体育の推進、悠久の歴史から醸し出される伝統文化に関する活動等をより一層推進し、豊かな市民生活と地域文化の創造につなげていきたいと考えております。

本計画を着実に推進し、鹿嶋市で生まれ、学び、働いた人々が世界に誇る鹿嶋っ子として、地域を作る人材（財）、世界に羽ばたく人材（財）になることを期待しております。

本計画は、本市の目指す教育の理念を１０年を見通して設定し、平成２８年度を初年度とする計画となっています。５年を経過し、計画期間の後半を推進するにあたり、時代の変化、社会の要請をふまえ、計画の修正を加えました。

実施にあたっては、不断に見直しを行い、また、地域の皆さまと連携して取り組んでまいります。今後も本振興基本計画と本市教育への積極的な参画をお願い申し上げます。

令和３年３月

鹿嶋市教育委員会教育長 川村 等

○市民憲章（平成17年9月1日施行）

わたしたちの鹿嶋市は 鹿島神宮のある歴史のまち 世界に開かれた鹿島港のあるまち 美しい自然に恵まれたまちです

わたしたちは 郷土の文化を大切にし 未来に夢をもち 心豊かな鹿嶋市民を目指して この憲章を定めます

- ー 豊かな自然を愛し 水とみどりの美しいまちにしよう
- ー 歴史と伝統に誇りをもち 薫り高い文化のまちにしよう
- ー スポーツに親しみ 健康で明るいまちにしよう
- ー お互いの立場を尊重し 思いやりの心で住みよいまちにしよう
- ー みんなで力を合わせ 潤いと活力のあるまちにしよう

○市の教育目標

- ・ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう
- ・健康と安全の確保に努め 活力のある心を育てる
- ・郷土の理解を深め 郷土を愛する心を養う

○市章（昭和41年11月選定）

市名の頭文字「カ」の図案化で、鹿島灘の波頭をアレンジし、市の躍進・発展と市民の融和・団結を象徴したものです。



〇市の花・木・鳥（平成 17 年 9 月 1 日から施行）

【市の花・はまなす】

日本の北国育ちのはまなすは，親潮の流れに乗って南へと自生地を広げていきました。市内の公園・駅・道路の愛称にも，「はまなす」の名称が用いられ，市民に親しみのある花です。



【市の木・松】

四季を通じて緑を保ち，大空に雄大に伸びる姿はたくましく，未来にはばたく鹿嶋の象徴といえます。



【市の鳥・きじ】

日本の代表的な鳥で，美しい姿に人気があり，鹿嶋では神宮の森や，市内の林の中で見ることができます。



第1章 教育振興基本計画の目的

1 鹿嶋市の教育の将来像と基本目標

鹿嶋市では、平成24年3月に策定した「第三次鹿嶋市総合計画」を基に、平成28年度までの前期基本計画を推進してきました。平成29年度には、鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた「第三次鹿嶋市総合計画 後期計画」を策定し、市民や地域等が行政と共に新たな価値を創造する「共創のまちづくり」を掲げ、「子どもが元気 香る歴史とスポーツで紡ぐまち 鹿嶋」の実現に向け、まちづくりを進めています。

その中で、まちづくりを進めるにあたり最も大切にしなければならないこととして、総合計画の基本構想のなかで「ひとづくりの重要性」について掲げました。まちづくりの推進にあたり「まち」の最も大切な資源は「人」であり、「まちづくり」は「ひとづくり」からはじまるといえます。そしてひとづくりを担うのは教育であり、まさに教育に力を入れることがまちづくりにつながるものといえます。

平成27年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。およそ60年ぶりとなる大改正の主な内容は、教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築に加え、市長との連携の強化等が規定されたことです。具体的には、市長が主宰する「総合教育会議」が設置され、市長が教育行政を推進するための基本指針となる「教育大綱」を定めることとなりました。このことにより、市が一体となって教育施策を進める体制ができ、他の行政分野との連携など、より円滑に、より充実した教育行政の推進が期待できるものと考えられます。

平成28年3月に定められた「鹿嶋市教育大綱」では、教育の将来像として「地域が育て 地域で育ち 地域を創る 鹿嶋っ子」をスローガン※に掲げ、以下の7つの基本方針を定めました。

- ①学び高め合い、生きる力を育む学校教育の推進
- ②豊かな学びを支える教育環境づくり
- ③子育てのための家庭教育への支援
- ④様々な学びを通じた地域づくりと地域の教育力の向上
- ⑤伝統文化・芸術の振興
- ⑥ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ⑦教育における今日的な課題への対応

この7つの基本方針は、学校教育と社会教育、文化・スポーツ行政が一体となって推進すべき鹿嶋市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の指針であります。

鹿嶋市教育委員会では、国の「第2期教育振興基本計画」や茨城県教育振興基本計画「いばらき教育プラン」を参酌するとともに、「第三次鹿嶋市総合計画」、「鹿嶋市教育大綱」を踏まえ、「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画」を策定しました。

策定から5年が経過し、国の「第3期教育振興基本計画」や茨城県の「いばらき教育プラン」、鹿嶋市の「第三次鹿嶋市総合計画 後期基本計画」の策定を受け、本計画の見直しを行いました。

本計画では「教育大綱」の7つの基本方針と、市の教育目標として、「①ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう ②健康と安全の確保に努め 活力のある心を育てる ③郷土の理解を深め 郷土を愛する心を養う」を掲げ、豊かな創造性と思いやり、社会の一員として使命と役割を持って鹿嶋市を発展させる人材（財）となる「鹿嶋っ子」の育成を目指し、活力ある教育・文化の振興を図るための具体的な施策を定めるものです。

【令和4年3月追記】

※令和4年3月に「鹿嶋市教育大綱」が改訂され、ふるさとへの愛着と誇りの育みにつなげる「郷育」や教育を行う人も受ける人も共に学び成長していく「共育」という概念を取り入れ、スローガンも「地域が育て 地域を創り 未来を拓く 鹿嶋っ子」となりました。

2 時代の要請を踏まえた家庭・学校・地域の教育力の向上

社会環境の変化に伴い、時代の要請は常に変化します。大人に比べ子どもはその社会環境の変化への順応力がある一方、良いものばかりではなく悪いものにも影響されてしまいます。改めて、人間形成の最も初期段階である就学前の幼児教育と子育て世代の親教育から、積極的に関わり、最も核となる家庭教育のあり方について特に力を入れる必要があります。

一方、世帯の少人数化等の家族構成の変化により、人間形成に最も重要な家族自体が脆弱化しつつあり、様々な社会生活上の課題に対処しきれなくなっている状況は否定できません。最小単位である家庭が支えきれなくなっている部分を担うために、「地域の教育力の向上」「地域が子育て世帯を支える体制」が求められています。

更に、近年のグローバル社会・情報化社会に対応するため、広い視野や情報活用能力を持つことが重要です。英語教育はもとより、国際感覚を醸成するために様々な異文化との交流体験が必要と考えます。しかも、正しい国際感覚を身につける素地として「郷土理解教育」は重要です。鹿嶋市、茨城県、日本を越えた学びと並行して、世界から鹿嶋市を見つめなおす学びは双方が影響し合い、一層鹿嶋市を支え、発展させる力の育成に有効と考えられます。

以上のような時代の変化、時代の要請に応えながら、健やかな体、豊かな心と地域を愛する心、国際感覚と郷土愛を身につけた子どもを家庭・学校・地域が連携し、大事に育て

ていきます。

3 「鹿嶋っ子」の理念

鹿嶋市市民憲章では、「わたしたちの鹿嶋市は 鹿島神宮のある歴史のまち 世界に開かれた鹿島港のあるまち 美しい自然に恵まれたまちです」と謳われています。この鹿嶋市で生まれ、学んだこと、住み働いたこと、つまり鹿嶋市で生活したことのある全ての人々が「鹿嶋っ子」と考えられます。

「鹿嶋っ子」にかかる記述は、平成16年度を初年度とする鹿嶋市教育基本計画において、『「鹿嶋っ子」の理念』として初めて整理されました。

《鹿嶋市教育基本計画より抜粋》

この「鹿嶋っ子」という表現によっておおよそどのような子ども像をイメージできるかを整理してみます。

それは一言で「地域的な固有性と世界に広がる開放性とを統合して生きようとする子ども」と表現できると思われます。このような表現で意味しようとしているものは、まず、鹿嶋の地域に生まれ、生活していることの固有性を尊重するとともに、地域の外の世界に対して積極的に関心を開いていくということです。そして、この二つの側面をそれぞれ拡大していくと同時に両者をどのように統合をして生きていくかを自分自身で決めていこうとすることであり、それができるようになることです。子どもたちは将来この地域の中で生きるもの、外の世界で生きるもの、あるいは双方を行き来するものなど多様な選択を自分自身の決断でしてほしいし、どのような生き方を選択しても地域的特性というものと外の世界に向けられた開放性とが、多様な形ではあろうが、結び合わさってほしいということでもあります。

その後、平成21年4月に策定しました『鹿嶋市教育基本計画（後期）』にて「鹿嶋っ子」について再定義しております。対象を子どもとした、以前の定義を一步拡大し、義務教育期間以後の年代も含め、幅広い年代を「鹿嶋っ子」の対象として計画を策定しました。

《鹿嶋市教育基本計画（後期）より抜粋》

「鹿嶋っ子の理念」～地域に根ざした人づくりのために～

「鹿嶋っ子」とは、広くいえば、鹿嶋市に根ざして生きている人すべてを意味します。理念という点を強調して言うならば、鹿嶋市の地域性を生かして自分の生き方を創造し、それによって地域の人々と豊かな生活を築いていこうとする人を意味します。「鹿嶋っ子」は「江戸っ子」と同じように子どもだけをさすものではありませんが、「人づくり」という点を強調するならば、地域に育まれてその資質と可能性を開花させ、これからの社会を担い築いていく個性豊かな子どもたちを意味します。

以上のことを踏まえ、今回、『第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画』を策定するにあたり、「鹿嶋っ子」を次のとおり定義します。

この鹿嶋市に住んだこと、学んだこと、働いたことにより、鹿嶋の歴史や風土、先人たちの心を十分に理解し鹿嶋を郷土の一つとする誇りを持ちつつ、他の地域の文化や価値観を理解のうえ多様な選択を自らの力で決断できる人、この鹿嶋市で生まれ育ったことを人格形成の土台として、自分の生き方を創造し、そのことによって地域の人たちと豊かな生活を築いていこうとする人を「鹿嶋っ子」と定義します。

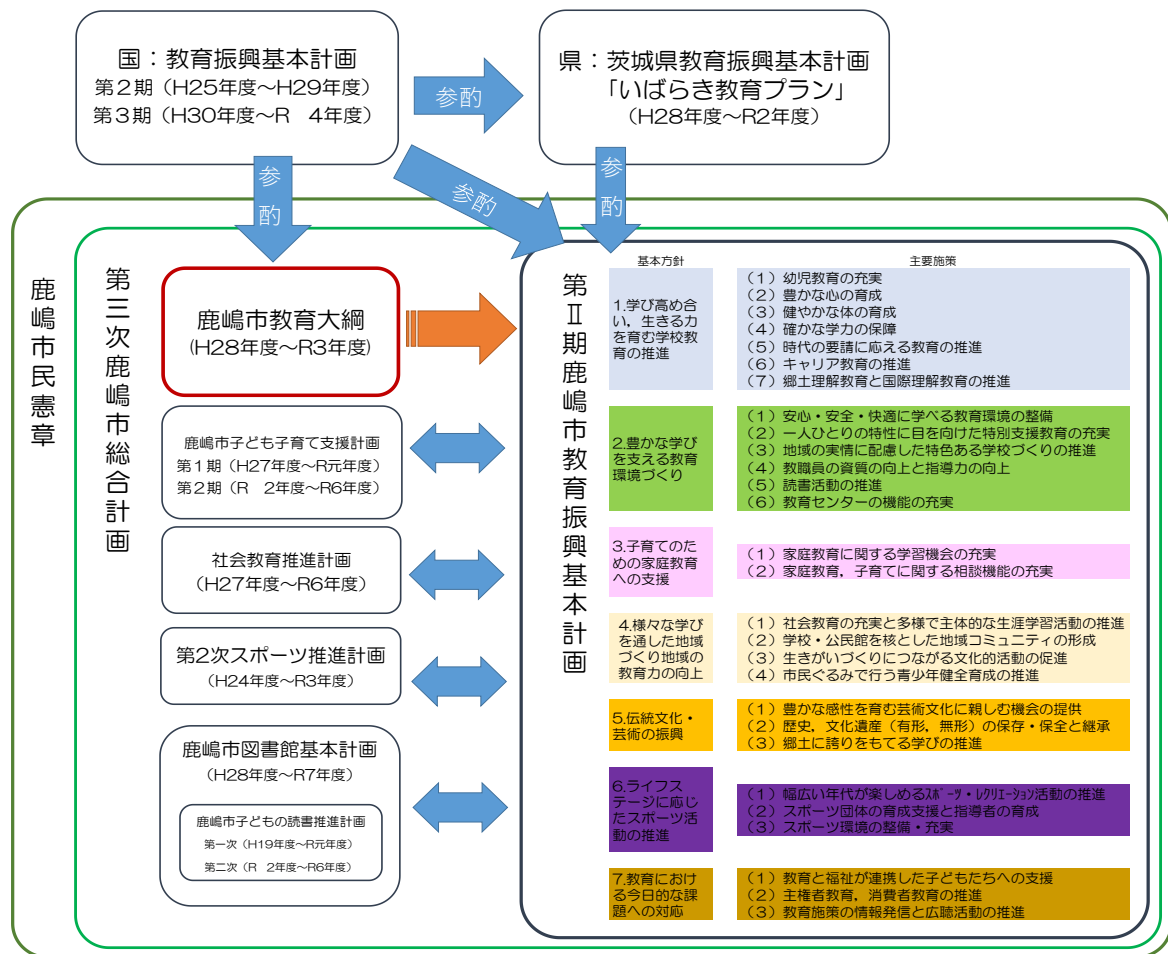
4 市民理解に根ざした「鹿嶋っ子」の育成

鹿嶋市に生活する人は、大人も子どももこの地域性の中で生活しており、「鹿嶋っ子の育成」に関し、『地域性・地域力』は最も重要なキーワードとなります。鹿嶋市に住んでいる、または住んでいたことを出発点にして、そこから自分の生活を築き、将来設計を考えることから、鹿嶋市における教育も、まず地域を見つめ、地域に根ざし、地域力を引き出す必要があります。

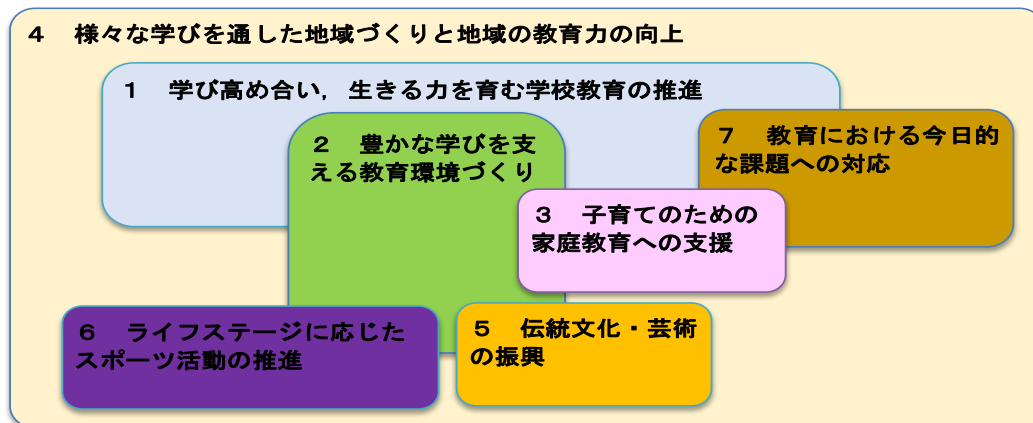
多様化、複雑化する教育への欲求、急激な社会環境の変化等々に対しこれを学校教育の現場だけで担っていくには限界があります。学校には学校の、家庭では家庭の、地域には地域の、それぞれの役割があり、その役割に応じたそれぞれの教育の理解が不可欠ですが、更にはそれぞれの横断的な連携が求められております。特に、構成員が少人数化している家庭教育の支援、及び多忙化する教職員への支援等に地域の方々の力なくしては対応できない状況です。

その理解をうながすためには、教育現状の情報発信など、開かれた教育環境づくりが重要となります。市民理解に根ざした教育こそ、社会全体で人づくりをしていく教育の本質であると考えます。

第Ⅱ期 鹿嶋市教育振興基本計画の位置づけ（後期）



「教育大綱」，「教育振興基本計画」の7つの柱



第Ⅱ期 鹿嶋市教育振興基本計画 施策の体系一覧

基本方針	主要施策	具体的事業	ページ
1 学び高め合い、 生きる力を育む 学校教育の推進	(1) 幼児教育の充実	① 幼稚園・保育園・認定こども園連携による幼児教育の推進	15
		② 公立・私立幼保が連携した小学校教育への円滑な接続	15
		③ 地域子ども・子育て支援事業等の充実	15
		④ 待機児童の解消と入園・入所支援	15
		⑤ 子育て支援事業の実施	16
	(2) 豊かな心の育成	① 様々な体験活動を生かした学びの充実	16
		② 家庭・学校・地域が一体となった道徳教育の推進	16
		③ 人権教育の充実	17
		④ 体育・文化的課外活動等の奨励及び支援の充実	17
	(3) 健やかな体の育成	① 食育の実施と学校給食における地産地消の更なる取り組み	17
		② 豊かなスポーツライフの基礎を培う学校体育の充実	17
		③ 健康の保持増進の基礎を培う学校保健の充実	18
	(4) 確かな学力の保障	① 鹿嶋市授業改善プロジェクトによる授業の推進	18
		② 専門性を生かした学習指導の充実	18
		③ きめ細かな指導と特色ある教育活動の推進	18
		④ 学力・学習状況調査の結果分析と活用	18
		⑤ 小中学校での言語活動を中心とした体系的な英語教育の充実	19
	(5) 時代の要請に応える 教育の推進	① GIGAスクール構想の実現とICT機器を活用した教育の推進	19
		② コミュニケーション能力の育成	19
		③ 主権者教育、消費者教育、環境教育、男女平等教育等の充実	20
		④ 自助・共助の防災意識を高める防災教育と安全教育の推進	20
		⑤ ESDの推進	20
	(6) キャリア教育の推進	① 小中連携による9年間を見通した組織的・系統的なキャリア教育の推進	20
		② 職場見学・職場体験活動を通じた郷土資源の再発見	21
	(7) 郷土理解教育と国際 理解教育の推進	① 郷土理解教育の推進	21
		② 国際理解教育の推進	21
		③ 地域間・国際交流事業の実施	21
2 豊かな学びを支える 教育環境づくり	(1) 安心・安全・快適に 学べる教育環境の整備	① 公民館、図書館等の社会教育施設の改修・整備	23
		② 小中学校大規模改修の計画的な実施	23
		③ 安定的な学校給食の提供と給食センター機能の充実	24
		④ 鹿嶋市幼児教育・保育施設の整備	24
		⑤ 学校体育での温水プールの活用	25
		⑥ いじめ対策の拡充と相談機能の充実	26
		⑦ 教育活動支援職員の適正配置	26
		⑧ 鹿嶋市教育会が実施する児童生徒対象事業への支援	26
		⑨ 情報機器活用場所拡大のための環境整備	27
	(2) 一人ひとりの特性に 目を向けた特別支援教育の 充実	① 特別支援教育の推進のための指導・支援体制の充実	27
		② 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	27
		③ 連続性のある多様な学びの場と支援の充実	27
		④ 障がい児保育の実施	28
	(3) 地域の実情に配慮した 特色ある学校づくりの推 進	① 特色ある学校教育の推進	28
		② 小中一貫教育の推進	28
		③ 学区・通学区の見直しの検討	28
		④ 情報の提供や広報活動・ホームページの充実	28
		⑤ 学校評価の充実	29
		⑥ 学校活動における社会人ボランティアの活用	29
		⑦ コミュニティ・スクールの推進	29

基本方針	主要施策	具体的事業	ページ
2 豊かな学びを支える教育環境づくり	(4) 教職員の資質と指導力の向上	① 意欲と指導力のある教職員の指導・育成	29
		② 内地留学研修や教育論文応募などの参加への支援	30
		③ 教職員の負担軽減に向けた取り組みの推進	30
		④ 校内コンプライアンス委員会の充実	30
	(5) 読書活動の推進	① 資料・情報の提供を基本としたサービスの充実	30
		② 学校図書館と中央図書館の連携による読書活動の推進	31
	(6) 教育センターの機能の充実	① 幼児、児童・生徒、保護者、教職員の相談・支援活動の充実	31
		② 不登校、長欠対策の支援	31
		③ 教職員研修・研究の充実	31
		④ 教育指導員・各相談員による効果的な学校（園）支援体制の確立	31
		⑤ 教育情報の発信と教育関係資料の収集	32
3 めへの家庭教育支援	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実	① 家庭・学校・地域が連携した子育て支援ネットワークづくりの推進	33
		② 親のための学習活動支援の充実	33
	(2) 家庭教育、子育てに関する相談機能の充実	① 相談支援担当者の情報共有と継続支援	33
		② 保健センター、児童福祉部門と連携した教育相談機能の充実	33
4 様々な学びを通じた地域づくりと地域の教育力の向上	(1) 社会教育の充実と多様で主体的な生涯学習活動の推進	① 学習に取り組める場と学習機会の充実	34
		② 能力や経験が生かされる仕組みづくり	34
		③ 社会教育関係団体への支援	34
	(2) 学校・公民館を核とした地域コミュニティの形成	① まちづくり委員会活動の支援	34
		② 子どもたちの居場所づくり事業の実施	34
		③ 子どもや若者の地域参加の促進	35
		④ 公民館まつり等の実施	35
	(3) 生きがいづくりへとつながる文化的活動の促進	① 芸術祭・市美術展等の発表の場の拡充	35
		② 生涯学習活動団体の支援・育成	35
	(4) 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進	① 子どもの学びを地域で支える仕組みづくり	35
		② 自然体験などの青少年の交流と活動の促進	36
		③ 青少年相談員活動の充実	36
		④ メディアリテラシー教育の推進・情報モラルの向上	36
5 伝統文化・芸術の振興	(1) 豊かな感性を育む芸術文化に親しむ機会の提供	① 鹿嶋勤労文化会館等を活用した事業の充実	37
		② 学校や様々な場所で芸術に親しむ機会の提供	37
	(2) 歴史、文化遺産（有形・無形）の保存・保全と継承	① 国・市指定の史跡の整備	37
		② 歴史的資料を保存・公開する施設の整備	37
		③ 歴史資料の収集と保存・活用	38
		④ 伝統文化の保護と継承	38
	(3) 郷土に誇りをもてる学びの推進	① 郷土の自然や歴史にふれる機会の充実	38
		② 郷土の歴史を学び親しめる環境の整備	38
6 スポーツ活動の推進	(1) 幅広い年代が楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進	① スポーツ事業の開催と体験する機会の提供	39
		② スポーツ情報の発信	39
		③ 障がい者スポーツの推進	39
		④ スポーツによる国際交流の推進	39
	(2) スポーツ団体の育成支援と指導者の育成	① スポーツ団体の育成支援	39
		② スポーツ指導者の育成	40
	(3) スポーツ環境の整備・充実	① 広域的な大会に対応できる施設整備	40
		② 誰もが利用できる温水プールの活用	40
		③ スポーツ施設のバンドリング事業推進	41
7 教育における今日的な課題への対応	(1) 教育と福祉が連携した子どもたちへの支援	① 子どもや家庭に対する早期からの相談支援体制の充実	42
		② 学びを支える経済的支援の充実	42
		③ 不適切な養育から子どもを守る取り組みの充実・強化	42
	(2) 主権者教育、消費者教育の推進	① 主体的に政治的参加意識を高める主権者教育の実践	42
		② 消費者としての自立を促す消費者教育の推進	43
	(3) 教育施策の情報発信と広聴活動の推進	① 教育施策の情報発信	43
		② 広聴活動の推進	43

前期（平成28年度から令和2年度）の主な実績

学校教育

- ・小中学校一貫教育検討委員会を立ち上げ、隣接型の高松小中一貫校開校
- ・英語必修化に向けて、英語科を先行実施
- ・新学習指導要領へ移行準備
 - 小学校英語モジュールカリキュラムの作成
 - プログラミング教育に向けたICT研修の実施
- ・オリンピック・パラリンピック教育の実施
- ・インターネットによる遠隔教育の実践研究
- ・双方向によるオンライン事業の実証実験
- ・1人1台のノートパソコンの配置、大型電子黒板の導入
- ・通学区の見直し

幼児教育

- ・スタートカリキュラムを改定し、アプローチ・スタートカリキュラムを作成
- ・保育部門と幼稚園部門を統合、新課創設
- ・市立幼児教育・保育施設統廃合計画の策定

施設整備

- ・各小中学校大規模改造を順次改修
- ・幼小中普通教室へのエアコン設置
- ・全小中学校の机・椅子の更新
- ・校内無線LANの整備
- ・国体、オリンピックに向け、サッカー場やスポーツセンターなど会場の整備
- ・いきいきゆめプールの完成

社会教育

- ・学習支援ボランティア制度の開始
- ・国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」の保存活用計画及び整備基本計画の策定
- ・かしまこども大学開校
- ・「鹿嶋市郷土かるた」作成

スポーツ

- ・全国社会人サッカー大会及び第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体 2019」
サッカー競技の開催
- ・スポーツカレッジの開校

図書館

- ・全小中学校学校図書館整備，全学校に学校司書配置
- ・電子図書館開館
- ・図書館基本計画及び第二次子どもの読書推進計画の策定

公民館

- ・各地区公民館，まちづくり事業の拡充
- ・子どもの居場所づくり事業の拡充（長期休業中の学習会，体験活動）
- ・地域コミュニティの形成に向けた調査研究，学習活動

第2章 基本方針

1 学び高め合い、生きる力を育む学校教育の推進

グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸問題への対応が必要となっており、学校教育において、求められる人材育成像の変化への対応が必要です。これからの学校教育は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上と、世界の異なる習慣や文化をもった人々との交流を含めた多様な人間関係を結んでいく力の育成等を重視する必要があります。そしてこれらは、様々な言語活動や主体的・協働的な学習活動を通じて効果的に育まれ、地域社会と一体となった子どもの育成を重視する必要と地域社会の様々な機関等との連携の強化が不可欠となっています。

現在、学校現場では、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用をはじめ、複雑かつ多様な課題への対応が求められていますが、一人ひとりに自他を大切にする心や自己肯定感を育み、多様な体験学習やボランティア活動への参加、道徳教育や人権教育を充実させる中で、児童生徒に社会性や規範意識を身につけさせるとともに、困難に立ち向かい最後までやり抜く力を育成します。

また、市独自で進めてきた英語教育の更なる充実と、発達段階に応じたキャリア教育を充実させるとともに、本市の歴史や伝統文化について理解を深める教育を推進し、地域社会を支える人材育成を進めます。

2 豊かな学びを支える教育環境づくり

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たしており、学校施設の耐震化、老朽化対策、防災機能の充実等安全性に向けた取り組みは喫緊の課題です。また、それぞれの学校が特色を生かした学校づくりや、地域住民の協力による学校運営など、家庭・学校・地域が互いに信頼し合い、連携・協力する基盤づくりも求められています。

子どもたち一人ひとりが夢に向かって学び、個性を生かし能力を発揮できる学習環境づくりや自らの身を守るための安全教育を進めます。特に、様々な困難を抱えている児童生徒には、よりきめ細やかな指導のできる学校づくりと教職員の専門性の向上を図るとともに、専科教員の拡充や地域の優れた人材の活用などにより、一人ひとりの子どもたちに目を向けた質の高い教育を推進します。また、老朽化した社会教育、社会体育施設の適切な維持管理に努め、特に、学校プールの温水化・集約化を推進し、市民の健康づくり事業にも活用していきます。

3 子育てのための家庭教育への支援

家庭は、生活の場であると同時に基本的な生活習慣や社会的マナー、他者への思いやりの心などを育む場でもあります。現代は、地域との関係の希薄化や労働環境の変化等により、様々な悩みを保護者が抱え込んでいるという状況が生じてきています。

本市では家庭教育の自主性・主体性を尊重しながら、家庭教育を支援するための学習機会や情報提供、相談体制の充実に努めてきましたが、更に子育て家庭のニーズに応じた環境の充実に図るとともに、家庭・学校・地域が連携した子育て支援ネットワークづくりなど、社会全体で家庭教育を支援する取り組みを推進します。

4 様々な学びを通じた地域づくりと地域の教育力の向上

地域では、家庭や学校という限定された人間関係だけでなく、日常的に様々な役割を持つ人や異なる年齢層の人々との出会いがあります。また、それぞれの地域における伝統文化や地域活動等を自ら体験することで、地域社会の構成員としての社会性や人間性を養うことができます。

子どもたちが地域の中で学ぶ機会の拡充のために市民「共働」の学校外活動の充実を進め、学校教育と社会教育との連携による地域コミュニティの再生・強化を図ります。

そのために、公民館が生涯学習の拠点施設としての役割を維持しつつ、それぞれの地域の課題を市民自ら解決するための社会教育環境の拡充を図ります。また、市民が生涯にわたって自らの意思で学び続けることができるよう、市民の生涯学習を支援します。

5 伝統文化・芸術の振興

鹿嶋市には、鹿島神宮をはじめとする歴史文化遺産と、恵まれた自然環境や多彩な地域文化・伝統があります。長い年月により培われてきた伝統芸能や先人の手によって受け継がれてきた貴重な文化財を大切に、市民にとって鹿嶋市の歴史や伝統が身近に感じられるようにするとともに、次世代に引き継ぐための保存や伝承に努めます。

子どもたちは、地域の伝統行事や文化財にふれる機会に恵まれています。が、「地域」と「歴史」を結びつけて考える機会が少ないと思います。家庭・学校・地域が連携しながら、地域の文化や歴史的事象を生かした教材を開発するなど、子どもたちが地域の伝統や文化に親しみ、誇りを感じるような場づくりを推進し、学ぶための取り組みを充実させます。市民が地域と関わりのある文化財を見て、感じる機会を提供し、地域の自然、歴史、芸術文化等に関する市民意識の醸成を図ります。

また、音楽、美術、演劇等の優れた芸術や芸能にふれることにより、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな市民生活の実現に努めます。

6 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

市民一人ひとりの関心、適性及び健康状態等に応じて、いつでも、どこでも、誰にでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進し、市民の健康保持増進を図るとともに、障がい者スポーツの推進にも取り組みます。

また、競技会等での選手の活躍は、市民に夢や勇気、感動を与え、地域に活力をもたらすことから、育成支援にも力を注ぎます。

スポーツを通じた青少年の健全育成のため、スポーツを支える指導者の育成や活用を図るとともに、魅力あるスポーツイベントの工夫や情報発信に努め、参加者の広がりや交流機会の拡大に努めます。

7 教育における今日的な課題への対応

社会環境や生活様式の変化が、子どもたちの生活に様々な影響を与え、子どもの心身の健康が脅かされ、青少年の間に様々な問題行動を生み、不登校やいじめは大きな社会問題となっています。

また、子育て世代において、経済的に困難な世帯の割合増加や、保護者の育児に対する不安感が増大していること、児童虐待の相談件数の増加傾向など、子どもの成長の基盤である家庭環境の問題も大きくなっています。

不登校など多様化する諸課題に対し、関係機関との連携による早期対応を図るとともに未然防止に向けた取り組みを推進します。また、経済的理由による教育格差が生じないよう学びを支える経済的支援を行います。

更に、社会参加に必要な知識や価値観を習得するため、市民と政治の関わりを教える主権者教育や物や金銭の大切さなどについての理解を深めるための消費者教育を推進します。

第3章 施策の体系

1 学び高め合い、生きる力を育む学校教育の推進

(1) 幼児教育の充実

①幼稚園・保育園・認定こども園連携による幼児教育の推進

小学校就学前の全ての幼児を対象とした質の高い幼児教育と子育てを総合的に支援し、幼児教育を進めます。

乳幼児期からの発達や学びの連続性を踏まえ、一貫した教育や保育を受ける環境づくりを目指します。

②公立・私立幼保が連携した小学校教育への円滑な接続

小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活に適應することができるようにするために、幼児期の教育の成果を小学校教育へとよりよく生かしていくことをねらいとした教育課程（カリキュラム）を作成する『スタートカリキュラム¹』を平成24年度より導入しました。平成29年度には、アプローチカリキュラム²とスタートカリキュラムが段差なく滑らかにつながるよう、アプローチ・スタートカリキュラムを導入し、効果を上げてきました。本カリキュラムでは、育ちや学びの連続性を共通視点として、引き続き「生活する力」、「関わる力」、「学ぶ力」を育成していきます。

また、全市の幼児・園児、児童の教育環境水準を上げることができるよう、公立施設や私立幼児教育・保育施設と連携し、推進していきます。

③地域子ども・子育て支援事業等の充実

多様な働き方等により、幼児教育・保育施設への入園、保育費、保育時間、保育内容など、保護者の保育ニーズは多種多様化しています。これらのニーズに対応するため、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、障がい児保育事業、多子世帯への負担軽減等の充実を図ります。

④待機児童の解消と入園・入所支援

女性の就業の増加や保育施設利用希望者の増加により、平成30年に発生した待機児童も、令和2年4月には解消することができました。今後も、施設の整備、保育士の確保、

¹ スタートカリキュラム：小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適應していけることを目的とした、小学1年生入学当初のカリキュラムのこと。

² アプローチカリキュラム：幼児期の生活を通して、この時期ならではの資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるよう工夫されたカリキュラムのこと。

定員の見直し等を行い、多様な保育ニーズに応えられるよう努めます。

また、幼児教育・保育施設へ入園希望されている方について、適切な施設へ入園できるよう、相談や支援を行います。

⑤子育て支援事業の実施

未就園児の「遊ぶ」機会をつくるとともに、子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換の場を設け、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、各園で未就園児ふれあい事業や子育て支援事業を実施します。また、乳幼児期の子育て講座や家庭における教育・しつけについての相談会や講演会などを開催することで、家庭教育についても支援していきます。

(2) 豊かな心の育成

①様々な体験活動を生かした学びの充実

豊かな人間性を育むためには、全身を働かせて自然に関わったり、集団で協力し活動したりするなど、自然や人に自らが直接関わるのが大切です。異学年交流を実施することにより、上級生が下級生の面倒をみたり、下級生が上級生を憧れたりと好ましい人間関係を結ぶことから、協調性や創造性、積極性などを育みます。また、子どもたちが自然のすばらしさや楽しさを感じ取る体験機会の充実のため、「小学4年生での宿泊共同学習」を引き続き実施します。更に小学生高学年を対象とした自然体験活動を継続的に実施し、生きる力や忍耐力、自立心、協調性を養います。

また、学校教育における教科学習の枠から飛び出した学びの体験を通し、子どもたちの知的好奇心を刺激し、学ぶ楽しさと共に、物事の本質を見抜く洞察力や推測力などを育みます。

②家庭・学校・地域が一体となった道徳教育の推進

これからの時代を生きる子どもたちは、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることも必要とされ、一人ひとりが高い倫理観をもって自ら感じ、考え、他者と対話し協働していくことが求められます。

一人ひとりが課題を自分自身の問題と捉え、向き合う子どもたちの育成を目指すために、家庭・学校・地域が一体となり、共に考え議論する道徳教育を推進します。

そのために各小・中学校での道徳の授業をはじめ、社会貢献を目的とした親子体験活動の実施、各小中学校での道徳の時間の授業公開、講師を招いての道徳に関する講演会や地域の方から鹿嶋の郷土について学ぶ懇談会、学校や園で連続的にマナーアップ運動の実施を行います。

また、これらの活動を通して、子どもたちが「親切、おもいやり」「感謝」「礼儀」「勤労、

公共の精神」「伝統と文化の尊重」「郷土を愛する態度」「共働」など、社会で生きる上で必要な価値を理解できるようにします。

③人権教育の充実

人権教育の重要課題について正しく理解するとともに、自尊感情をもったり、他人を大切にしたりするなど、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める考え方が正しく身につくよう学校生活全体の中で指導したり、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のねらいと人権教育との関連を明確にしたりして取り組みます。また、各学校において、教職員自身の人権感覚の高揚を図るための点検・評価と研修の機会を確保していきます。

④体育・文化的課外活動等の奨励及び支援の充実

中学校の部活動において専門的な指導を行うために、部活動顧問教諭が不足する部活動には必要に応じて地域やスポーツ団体などの外部指導者を配置します。

また、楽器演奏や合唱、ロボット製作など、興味関心のある文化・科学部活動への参加によって、人間関係の構築力を高め、学年の枠を超えた人との関わりを育成する活動を支援します。そして、関東大会・全国大会に出場する学校に対して経費の一部を助成していきます。

(3) 健やかな体の育成

①食育の実施と学校給食における地産地消の更なる取り組み

生涯を通じて食で育む元気な体と豊かな心を養うために、栄養教諭・栄養職員の専門性を生かした指導現場への関わりを目指し、定期的な訪問指導を実施します。「食に関する指導の手引き（文部科学省）」に基づき、食育の推進として、給食指導や学級活動の時間を活用した食育の授業などを進めます。

また、地域の皆さんや他学年との交流給食や保護者への給食試食会等を実施し、家庭における食育を進め、食に対する理解を深めることで、子どもたち一人ひとりが望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活が実践できるよう努めます。

学校給食における地産地消については、生産者や食材納入業者の協力を得ながら、鹿嶋市産や茨城県産の食材を使用した学校給食の提供を推進していきます。

②豊かなスポーツライフの基礎を培う学校体育の充実

体育指導のねらいは、すべての子どもたちが生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、必要な素養と健康・安全に生きていくのに必要な身体能力や知識などを身につけさせることです。学級・学年単位で行う授業の充実を図るとともに、市内小学校において業間運動の充実を図り、ボール投げ、持久走、短縄跳び、長縄跳び、ゲーム遊び等、運動の楽しさを味わえる活動を行います。活動内容によっては、異学年交流を織り交ぜ、より充実した

活動にします。中学校においては、部活動との関連付けや中学３年生の運動量を考慮するなど各校の実態に応じて計画し、実施時間等を工夫しながら行います。

③健康の保持増進の基礎を培う学校保健の充実

各学校が健康課題を把握しその課題に取り組むことを明確にした「学校保健計画」等を作成し、学校医の指導の下、児童生徒の日常生活の実態や発達段階に応じた計画的な健康教育を実践します。また、家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させます。

（４）確かな学力の保障

①鹿嶋市授業改善プロジェクトによる授業の推進

課題の発見・解決に向けて主体的・対話的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）を充実させた授業を推進することで、児童生徒の学力の向上を図ります。

そこで、市内全公立小中学校において「授業改善プロジェクト」を実施し、年度ごとに指定した学校において、授業公開等の発表を行います。児童生徒主体の授業の推進を図るため、スーパーバイザーとして外部講師を招聘し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を市全体を挙げて進めます。

②専門性を生かした学習指導の充実

小学校における学習指導を充実させるために、理科・音楽・体育などの教科を担当する専科担当非常勤講師を配置します。また、質の高い教育内容の保障と中学校への円滑な接続を見据えた教科担任制を実施します。

③きめ細かな指導と特色ある教育活動の推進

特色ある教育を推進するため、鹿嶋市が独自に採用した教員を配置します。

また、専科教科の指導を充実させるため、市採用教員や専科担当職員を活用し、教科の専門性を生かした児童の興味、関心、意欲を育てる授業を展開できるよう、積極的に配置します。

さらに、基礎学力の定着につなげるため、ＴＴ（チームティーチング）^３講師を配置し、個々に応じた指導を実現させることできめ細やかな授業展開を目指します。

④学力・学習状況調査の結果分析と活用

毎年実施される全国学力・学習状況調査と茨城県の学力診断テストの結果を各教科の領域ごとに、各校及び市全体で分析を行います。発見された課題については、児童生徒一人ひとりの学習内容の着実な定着を目指して、その解決に向けた改善策を研究し、学習指導

^３ ＴＴ（チームティーチング）：複数教員による指導を表します。

の改善・充実の参考となるポイント等を各学校にフィードバックしていきます。

⑤小中学校での言語活動を中心とした体系的な英語教育の充実

2020年度よりスタートした新しい学習指導要領において、「小学校5，6年生の英語の教科制」「小学校3，4年生の外国語活動」の取り組みが明確化されました。

小・中学校における体系的な教育活動を通し，物事を自分事として考え，表現できる子どもたちを育むために，市独自のカリキュラムによる英語教育の推進を図ります。思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から言語活動中心の教育活動を行うため，また，教員の教科指導力を向上するために，小・中学校が相互に授業を参観する機会を増やすなど研修の充実を図ります。

(5) 時代の要請に応える教育の推進

①GIGAスクール構想⁴の実現とICT機器を活用した教育の推進

Society5.0⁵時代を生きる子どもたちにとって，教育におけるICTを基盤とした最先端技術の活用は必須です。GIGA スクール構想の実現による1人1台端末のもとでは，個別最適化された学びが可能となり，児童生徒一人ひとりが自分の力を最大限に発揮して，伸ばしていくことができます。

令和2年度に，1人1台のノートパソコンの導入及び高速大容量の学校内無線LANを整備，普通教室へ電子黒板を配置しました。これらの環境のもと，ICTを活用した学びを推進します。併せて，ICTを適切・安全に使いこなすことができるようICTリテラシーなどの情報活用能力も育成していきます。

教職員に対しては，活用方法等の研修を実施し，さらには，パソコンや周辺機器の活用方法などの補助を行うICTサポーターを配置するなど，教職員がスムーズにICTを活用した教育を行えるよう環境を整備します。

②コミュニケーション能力の育成

コミュニケーション能力は，社会の一員として自立していくための基礎的な能力であり，人口が減少する社会にあって，様々な国の人々と仕事をともにするようになる機会が増加すると予想されます。そこで，全教科領域にわたり自己の意見を伝える能力と他者の意見を聞く姿勢を育成します。

⁴ GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想：児童生徒向けの1人1台端末と，高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し，多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく，公正に個別最適化された創造性を育む教育を，学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

⁵ Society5.0：狩猟社会（Society 1.0），農耕社会（Society 2.0），工業社会（Society 3.0），情報社会（Society 4.0）に続く，新たな社会を指すもので，我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。

③主権者教育，消費者教育，環境教育，男女平等教育等の充実

「主権者教育」では，18歳選挙権を踏まえて，地域や社会の問題を自分の問題として捉え，鹿嶋市や日本の未来を創るために，行動できる力を身につけさせます。

「消費者教育」では，小学校において物や金銭の大切さ，中学校において消費者としての権利と責任，サービスについての基本的な内容を学習し，自立した消費者としての基礎を身につけさせます。

「環境教育」では，環境や環境問題に対する興味・関心を高め，必要な知識・技術・態度を育成します。

「男女平等教育」では，児童生徒の発達段階に応じて個人の尊厳，男女平等に関する教育を充実させ，一人ひとりが男女共同参画や自立の意識をもつことを目指します。

④自助・共助の防災意識を高める防災教育と安全教育の推進

児童生徒の危険予測及び危険回避能力を向上させるため，防災（火災，地震，津波，雷，豪雨，不審者，交通事故等）訓練と通学路の点検を含めた安全教育を実施します。学校で実施する避難訓練等の防災教育に加え，鹿嶋市地域防災計画に基づいた家庭・学校・地域が連携し，より実践的な避難訓練を行います。

⑤E S D^{イースディー}の推進

現在，世界には，環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があり，ESD（Education for Sustainable Development）とはそのような社会の中で「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のことです。

2030年に向けた人類の持続可能な開発目標であるSDGs⁶において，教育は17の目標のひとつ，目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し，生涯学習の機会を促進する」と取り上げられており，その第7項目にESDなどを通じ，持続可能な開発の促進に必要な知識とスキルの習得が掲げられています。

地球に存在する人間を含めた命ある生物が，遠い未来までその営みを続けていくために，これらの課題を自らの問題として「捉え」，一人ひとりが自分にできることを「考え」，「実践」することを身につけ，あらゆる分野において，目標達成につながる行動を生み出す力を育てます。

（6）キャリア教育の推進

①小中連携による9年間を見通した組織的・系統的なキャリア教育の推進

児童生徒一人ひとりにしっかりとした勤労観，職業観を形成し，社会的・職業的自立に必要な能力を育成するため，小中連携による9年間を通した組織的・系統的なキャリア教

⁶ E S D G s^{エス・ディ・ジー・ズ}（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））：17の目標・169の項目から構成され，地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

育の推進を実践します。そして、中学校と中学校区内の小学校が共同で編成したカリキュラムを基に、児童生徒の発達段階に応じながら、「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」といった基礎的・汎用的能力の育成を系統的に行います。

②職場見学・職場体験活動を通した郷土資源の再発見

児童生徒が鹿嶋市民の一員として鹿嶋市を「より良いまちにしたい」という思いや願いをもつようになることをねらいとし、実社会の仕組みと職業人としての社会への貢献について理解を深めるために、家庭・学校・地域、事業者が連携した職場見学や職場体験活動を実施します。この活動を通して身近な地域にどのような郷土資源があるのか再発見できるようにします。

（７）郷土理解教育と国際理解教育の推進

①郷土理解教育の推進

ふるさと鹿嶋をはじめとした日本の文化を愛する心と異文化を理解し共存していこうという心を育みます。異文化を理解することで、自国の文化のよさや鹿嶋市のよさを実感することもねらいとします。

そのために、幼児期から、「郷土かるた」をはじめとする地域のかるた等により郷土を学ぶ機会を設け、小学校社会科の学習においては、副読本や市内及び県内の郷土資料館を積極的に活用しながら、郷土の先人の業績や地域の歴史、祭事等の伝統文化についての学習を充実します。中学校においては、茨城県主催の「いばらきっ子郷土検定」に参加し、鹿嶋のみならず茨城県の郷土歴史を学びます。また、郷土教育に関する有識者を招いて市内教職員を対象とした研修会の実施や、学校支援ボランティア等の郷土教育を支える人材を活用するなど、郷土理解教育の指導の充実を図ります。

②国際理解教育の推進

だれもが平和で公正な世界を願っているながら、私たちの住む地球は様々な問題を抱えています。2015年9月の国連サミットでSDGsが採択され、2016年から2030年までに達成すべき17の国際社会共通の目標が設定されました。目標には貧困をなくすことや平等を実現すること、平和な社会を推進すること、海や陸の豊かさを守ることなどが掲げられています。

SDGsを意識し、地球規模の様々な課題を自分自身の問題と捉え、課題解決につなげる力を育む教育を推進します。

③地域間・国際交流事業の実施

市内と他県・他市の小中学生がお互いのまちを訪問し、文化、スポーツなどの体験を通

して交流を深めることで、地域や生活習慣の違いを超えた友情を育み、広い視野と感覚を持ったコミュニケーションをとることができる人材の育成を目指します。また、インターネット等を活用した遠隔地の学校との交流についても（国内外問わず）推進していきます。

将来の鹿嶋市を担う中学生が異文化を体験し、広い視野と国際感覚をもった人材を育成するため、日本語を母国語としない ALT や留学生との交流事業を実施します。

その他、国際交流の一環として以下のような取り組みを実施していきます。

- ①イングリッシュ라운ジの充実
- ②市内私立高校留学生による中学校コミュニケーション英語授業への定期的な参加交流
- ③オーストラリアへの中学生の海外派遣等による異文化体験事業

2 豊かな学びを支える教育環境づくり

(1) 安心・安全・快適に学べる教育環境の整備

①公民館、図書館等の社会教育施設の改修・整備

公民館施設は、大野公民館が平成23年度に行政機能、図書館機能を含めた複合施設として、また、平成27年度には高松公民館の建替えが完了し、新しい施設としてスタートしています。令和2年度には、はまなす公民館の屋根、外壁を改修するなど、公民館施設の維持補修を行っています。

一方、中央図書館は、開館して35年が経過しており、屋根修繕工事や空調改修工事など、随時、補修を行ってきたところですが、老朽化が進んでおり、今後、市民ニーズに対応した安全・安心な施設環境を整備していく必要があります。

社会教育施設については、市政企画部門で策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設改修の優先順位を見極めながら、計画的に施設の改修・整備を進めていきます。

②小中学校大規模改修の計画的な実施

学校教育施設においては、国の施策や「公共施設等総合管理計画」に基づき、築20年以上が経過した施設を計画的に改修し、安全、安心な教育施設、教育環境の整備に努めます。

大規模な改修事業では、外観や内装の長寿命化の対策、学校ニーズに合わせた用途変更に伴う内部改修、校内無線 LAN 工事、空調や LED などの設備の更新を行い、学習環境の改善、向上を目指します。

[校舎等の老朽化に伴う大規模改修の年次計画]

(建築年)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
波野小(S42)										
豊郷小(S47)										R7~8
豊津小(S46)										
鹿島小(S42)	H27~28									
高松小(S48)						R3~4				
平井小(S45)										
三笠小(S52)							R4~5			
鉢形小(S58)	H28~29									
大同東小(S50)							R4~5			
大同西小(S54)									R6~7	
中野東小(S49)					R2~3					
中野西小(S52)								R5~6		

(建築年)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
鹿島中(S43)				R1~2						
高松中(S49)						R3~4				
鹿野中(S55)	H28~29									
平井中(S61)									R6~7	
大野中(S63)										R7~8

※国庫補助金の採択状況及び市の財政状況により計画は前後します。

③安定的な学校給食の提供と給食センター機能の充実

学校給食センター（共同調理場）は、市立小学校、中学校、幼稚園へ1日あたりおよそ5,400食の給食を作って提供しています。また、大野中学校（単独調理場）では、1日あたりおよそ300食を作っており、市全体では5,700食を提供しています。令和2年4月には、中高一貫校として鹿島高等学校附属中学校が開校したことにより、附属中学校生徒及び関係教職員へ給食を提供することになりました。

学校給食を安定的に提供するため各設備を定期的に改修・更新し、安全・安心な学校給食の提供に努めていきます。経年使用により施設・設備の更新時期に来ている大野中学校単独調理場について、大野地区の給食体制の見直し、給食センターへ統合を図り、安全安心な給食の提供に取り組んでいきます。

また、アレルギー児童生徒の状況を確認し、アレルギー対応食の提供体制及び設備について検討していきます。

[学校給食センターの概要]

□建物

- ・完成 平成19年3月
- ・住所 茨城県鹿嶋市大字宮中3884番地2
- ・敷地面積 4,568.36平方メートル
- ・延べ床面積 1,916.27平方メートル
- ・調理能力 6,300食/日

□給食開始日 昭和48年6月

現給食センターによる給食開始 平成19年4月

④鹿嶋市幼児教育・保育施設の整備

鹿嶋市には、民間施設のほか、公立幼稚園4園、公立保育園3園、公立認定こども園1園があります。公立幼稚園については、平成9年から適正配置・統合を推進してきた経過があり、平成27年には、幼稚園と保育園を統合した公立で市内初の幼保連携型認定こども園が開園しました。

公立施設のうち、三笠幼稚園、波野幼稚園、大船津保育園については、施設の老朽化が

著しく、大規模な改修または改築が必要な時期にきており、また、民間施設の開設状況をふまえ、令和元年5月に鹿嶋市公立幼稚園・保育施設再編方針を策定しました。今後は、この再編方針に基づき、計画的に統廃合を伴う整備を行っていきます、

〔鹿嶋市公立幼稚園・保育施設再編方針〕

施設名	築年	方針	具体的対応
平井認定こども園	H27	継続	
宮下保育園	S63	令和8年度までに廃園	令和4年度より新規受け入れ停止
佐田保育園	H10	高松幼稚園と統合後廃園	令和10年度に高松幼稚園と統合し、認定こども園に移行
大船津保育園	S49	令和6年度までに廃園	令和2年度から0歳児から順次受け入れ停止
三笠幼稚園	S47	波野幼稚園と統合	大規模改修し、令和6年度以降に認定こども園に移行
高松幼稚園	H24	佐田保育園統合	増築し、令和10年度に認定こども園に移行
波野幼稚園	S48	三笠幼稚園と統合後廃園	令和6年度以降に三笠幼稚園と統合
はまなす幼稚園	S53	継続	

⑤学校体育での温水プールの活用

学校プールが抱える課題として、授業時数の確保と授業効果、そして維持管理などのコスト問題があります。それぞれ、屋外プールによる稼働時期が限定され、更に雨天時の使用不可、あるいは、授業効果としての指導者不足、また、築30～35年を迎え、修繕費などの増加という背景があります。

これらの課題を解決するため、1学校1プールを見直し、民間温水プール及び公共温水プールを活用し学校プールの集約化を進めました。大野地区においては、平成31年4月、大野地区の小中学校が授業で使用する温水プール「いきいきゆめプール」が完成し、学校授業での使用が始まりました。

〔学校プールの状況〕

学校(プール建設年)	未使用プールの解体	現状況	方向性
波野小(S47)		自校	豊郷小へ
豊郷小(S47)		自校	拠点校として「波野小を集約」
豊津小(S47)	H17 解体	民間プール	
鹿島小(S47)	H22 解体	民間プール	
高松小(S50)	H23 解体	民間プール	
平井小(S47)	H22 解体	高松温水プール	
三笠小(S53)		自校	大規模校のため自校プール継続
鉢形小(S58)		自校	高松温水プール

学校(プール建設年)	未使用プールの解体	現状況	方向性
大同東小(S50)	R2 解体	いきいき ゆめプール	
大同西小(S54)	R1 解体		
中野東小(S49)	R2 解体		
中野西小(S52)	R3 解体(予定)		
鹿島中(S46)	R2 解体	高松温水プール	
高松中(S53)	R4 大規模改修 に合わせ解体	高松温水プール	
鹿野中(S55)	H29 解体	高松温水プール	
平井中(S62)		民間プール	
大野中(S47)	R1 解体	いきいき ゆめプール	

⑥いじめ対策の拡充と相談機能の充実

いじめ対策としては、各小中学校において、いじめの早期発見・早期対応に向けての連絡体制と支援体制の充実を管理職及び生徒指導主事を中心に実践しています。学校現場の対策に加え、いじめの未然防止といじめの早期発見・早期対応をねらいとして、「いじめ問題等対策委員会」を組織しています。この委員会は、弁護士、児童相談所長、民生委員、臨床心理士等で構成されており、専門的な見地からいじめの問題に対応します。また、「いじめ問題等連絡協議会」を開催し、市内小中学校の生徒指導主事がいじめに係わる事例の検討やいじめを未然に防止する児童生徒主体の活動についての情報共有を図るなど、児童生徒が安心して学べる教育環境づくりを目指します。

⑦教育活動支援職員の適正配置

支援が必要な児童の教育活動をサポートし、教職員のアシスタントとして児童一人ひとりへのきめ細やかな指導の充実を図るため、AT（アシスタントティーチャー）を学校の規模や状況に応じて、適正配置します。

⑧鹿嶋市教育会が実施する児童生徒対象事業への支援

鹿嶋市教育会⁷主催の陸上記録会、音楽会、その他作品展等の体育・文化的活動に対し、継続して支援を行います。小中学校児童生徒の学校種を超えた交流を行い、様々な体育的・文化的活動を体験することで、子どもたちの健やかな体の成長を促し、文化に親しむ素地を作ります。

⁷ 鹿嶋市教育会

教職員の資質の向上、並びに学校教育の振興に貢献し、本市教育の充実発展を図ることを目的とした市立小中学校の教職員をもって組織される団体です。

⑨情報機器活用場所拡大のための環境整備

新学習指導要領では、情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとなっています。そのため、1人1台のノートパソコンを十分活用できるよう、安定的で高速なネットワークの維持、学習支援・促進ソフトの充実、周辺機器等の環境整備を図ります。

また、1人1台のノートパソコンの活用に伴い、家庭での個人学習、さらには、家庭への連絡方法も従来と比べ変化します。そのため、家庭での通信環境が必要となることから、各家庭へ通信環境の協力をお願いするとともに、通信が可能な機器の貸出や通信に係る費用への支援を行います。

(2) 一人ひとりの特性に目を向けた特別支援教育の充実

①特別支援教育の推進のための指導・支援体制の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、早期からの一貫した支援が行える体制づくりを推進します。

教育センターに就学相談員を配置し、早期からの教職員との教育相談や、幼児児童及び保護者への適切な助言を行います。また、幼児教育・保育施設、その他関係機関との連携を密にして、幼児期における発達障がい の早期把握や円滑な就園・就学相談を実現します。更に、要請に応じて、現場での対応が困難な事例への助言やケース会議、研修会を実施することで、指導者の対応力や指導力の向上を図ります。

②特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

各学校園で特別支援教育を推進する上で中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、「特別支援教育コーディネーター研修会」を開催します。

新任の特別支援学級担当者については、学級経営や授業づくりについて研修会を開催し、指導力の向上を図ります。また、保健・福祉等の関係機関を含めた「拡大特別支援教育連携会議」を行い、情報共有化及び連携強化を図ります。

③連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障がいのある幼児・児童・生徒の育成には、早期からの一貫した支援が大切です。そのためには、成長記録や指導内容に関する情報について、関係諸機関が共有し活用を図っていくことが必要です。そこで、保護者とともに個別の「教育支援計画ファイル」を作成し、幼児期から、小学校、中学校、高等学校、更には就労先までの引き継ぎを行い、成人後の自立につながる育成・指導の充実を図ります。

④障がい児保育の実施

特別な支援が必要な幼児が幼稚園や保育園・認定こども園に入園する場合、保護者と相談しながら、必要に応じて支援員を配置します。さらに、ほかの園児との交流や園の行事へ積極的に参加することを通じて、幼児の自立心や協調性などを育むことができるよう支援します。

（３）地域の実情に配慮した特色ある学校づくりの推進

①特色ある学校教育の推進

各小中学校において、地理的・社会経済的特性や子どもたちの生活習慣、保護者や地域住民の思いを的確に把握し、地域の思いを反映させた学校方針を定め、その目標をもとに、地域の実情に配慮した特色ある学校づくりを推進します。

②小中一貫教育の推進

学校教育法等の一部を改正する法律により、平成２８年４月１日から、これまでの小中一貫型小学校、中学校に加え、各自治体の規則等の改正により小中学校の９年間を一貫教育する学校として「義務教育学校」を置くことができるようになりました。

このことに伴い、「小中一貫教育検討委員会」を立ち上げ、導入に向けた検討を始め、高松地区をパイロット地区として取り組み、平成３０年４月に高松小学校・高松中学校にて隣接型の施設による小中一貫教育をスタートさせました。スタート以降は、「小中一貫教育推進委員会」と名称を変更し、小中一貫教育の成果や課題を検証してきました。今後は、施設一体型の一貫教育の成果や課題を研究していきます。

また、他地区においても、地域と連携した一貫教育のあり方を研究していきます。

③学区・通学区の見直しの検討

近年、地域における小中学校の児童生徒数に偏りがみられ、特に中学校では、学級編制に伴う活性化や部活動の充実などで制限がされてしまうことなどが課題となっていました。これらの課題解決に向けて、平成２７年度に「鹿嶋市小中学校通学区域再編成検討委員会」を設置し、課題や学区ごとの児童生徒の推移（０～６歳等）、行政区、地域コミュニティなど十分に検討し、通学区域の再編成を行いました。

学校は、地域づくりの中心として地域の住民の心のよりどころとして長きにわたり存在していることから、通学区の見直しを行うことは地域との深い協議が必要です。通学区に問題が生じた場合には、地域の実情や地域の意見を考慮し、見直ししていきます。

④情報の提供や広報活動・ホームページの充実

保護者や地域とともに作る新しい学校を目指した教育環境を創造することをねらいとし、保護者や地域に対して適切な情報を発信します。特に、地域住民が学校への理解を深

めるため、学校・園だよりの地域への配付やホームページの充実、地域公開を行うなど、学校・園の教育方針や日々の教育活動について積極的に情報発信し、開かれた学校づくりを進めます。

⑤学校評価の充実

学校経営及び教育活動に加え、住民による学校支援の状況について、年に1～2回程度保護者及び教職員を対象に「学校教育活動の総合評価」を様々な手法により実施します。

学校運営協議会を通して、保護者や地域住民の意向を把握するとともに、幼小中学校の自己評価を踏まえた評価と公表に取り組み、教育活動の改善を図り、地域の特性と実情を考慮した学校運営を進めます。

⑥学校活動における社会人ボランティアの活用

家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。そのために、学校が必要とする活動について各公民館を核として、地域の方々をボランティアとして派遣する学校支援ボランティア制度を推進していきます。学校支援ボランティア制度により、学校を支える新しい姿として人材を育成し、市民が学校や地域など身近な場所で積極的に子どもの育ちに関われるような教育環境づくりを図っていきます。

⑦コミュニティ・スクールの推進

コミュニティ・スクールとは、学校が保護者や地域住民とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、共に協力し合いながら子どもたちの豊かな成長を支え地域とともにある学校づくりを目指す制度です。

これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、まずはPTAをはじめとする保護者や地域住民との情報や課題を共有し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。

(4) 教職員の資質と指導力の向上

①意欲と指導力のある教職員の指導・育成

教育の充実を図るためには、教職員が児童生徒、保護者から安心と信頼を得ることが最も大切です。それには、信頼を得られるだけの人間性と理論に裏打ちされた指導法を身に付けることが必要です。そのために、計画的に質の高い研修会や研究協議会を開催します。また、優れた実践を研修会等で共有し、教職員個々の意欲向上を図り、各校での教育活動の充実に努めます。

また、教職員の指導力向上のため、継続的に指導主事を配置します。

②内地留学研修や教育論文応募などの参加への支援

教職員の専門職化の支援を教育センターの事業に位置付け、「内地留学研修や教育論文応募」など教員の専門職的研修に関する情報提供を行うとともに、専門職としての教職員の自己研鑽を支援します。

③教職員の負担軽減に向けた取り組みの推進

教育現場が抱える問題が多様化、複雑化し、業務量も増大するなど、教職員が子どもたちに向き合う時間も制約を受けています。

校務支援システムの導入を検討し、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、校務文書の電子化、服務手続きの電子決裁、施設や備品のシステム管理等、様々な校務の効率化を図り、教職員の負担を減らして、子どもたちの教科指導や生活指導等に専念できる環境づくりを進めます。

また、長時間労働の時間外勤務による健康障害の未然防止やメンタルヘルス対策などの必要な措置を講じ、教職員の健康管理を図ります。

④校内コンプライアンス委員会の充実

全教職員が一体となって学校教育目標の達成に向けて邁進できるように、日常的に教職員の現状や課題を的確にとらえ、不祥事が発生しない職場環境と未然に察する人間関係づくりに努めます。更に、法令遵守と不祥事防止に向け、校内コンプライアンス委員会を定期的に実施します。

(5) 読書活動の推進

①資料・情報の提供を基本としたサービスの充実

中央図書館は開館後35年を経過し、図書館を取り巻く環境も大きく変化しています。社会環境の変化や利用者ニーズの多様化に应运えていくため、これからの本市の図書館のあり方や方向性をまとめた「鹿嶋市図書館基本計画」を平成28年10月に策定し、「地域の知の拠点として、市民と共に成長を続ける図書館」を本市図書館のめざす姿としています。

図書館サービスの柱である蔵書資料について、郷土資料、行政資料をはじめとした地域情報の収集、提供を基本として、図書館サービスの充実に努めます。地域社会や市民生活における課題解決を図るために、市民の知的情報基盤として、図書館から適切な支援ができるよう資料の充実や関連機関と連携を進めます。また、情報化社会の進展に対応し、鹿嶋市の郷土資料や行政資料のデジタル化を推進し、紙媒体の図書や資料に加え、電子書籍や電子媒体での情報提供を推進します。

更には、資料を適切に提供、案内ができるように幅広い知識をもった職員の育成に努めます。

②学校図書館と中央図書館の連携による読書活動の推進

豊かな学びを支える教育環境づくりの一環として、学校図書館を平成19年度から順次整備してきました。学校図書館は、読書の楽しさを広めたり、豊かな感性や想像力を養う読書センターの機能のほかに、学習活動を支援したり、必要な情報を収集・活用する学習・情報センターとしての機能、授業を進める教員への支援、また、子どもたちの居場所としての機能が求められています。これらの機能実現のため、中央図書館・大野分館と学校図書館がより連携し、サービスを提供していきます。

また、地域の生涯学習の拠点として地域住民により積極的な読書の機会と交流を図るため、学校図書館の地域開放について検討します。

(6) 教育センターの機能の充実

①幼児、児童・生徒、保護者、教職員の相談・支援活動の充実

子どもと学校を取り巻く社会状況が大きく変化し、問題行動など特別な配慮が必要な児童生徒、子育てに悩む保護者、それらの対応に問題をかかえ不安を抱く教職員が年々増加し、教育相談の一層の拡充が求められています。教育指導員・就学相談員などの専門的スタッフが、就学前相談や発達・不登校・いじめ・虐待・問題行動など様々な不安や悩みに対し、包括的に支援を行っていきます。

②不登校、長欠対策の支援

適応指導教室「ゆうゆう広場」にて、不登校解消にむけた児童生徒の支援を行います。教育センタースタッフと連携のもと、不登校や長期欠席児童生徒に対して、各学校と情報交換を行い、児童生徒や保護者に対する相談や登校についての支援を行います。また、市内小中学校の生徒指導主事等が参加する「不登校等対策連絡協議会」を開催し、不登校及び長期欠席の解消に向けた研修を行います。

③教職員研修・研究の充実

茨城県教育研修センター等と連携を図りながら、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小中学校教職員に対し、専門職としての資質と指導力の向上を目指し、次の研修を行います。

- ・教職員の専門職化を支援するための研修
- ・若手教員を育成するための研修
- ・教員を補助する立場のアシスタントティーチャー等市採用職員のための研修

④教育指導員・各相談員による効果的な学校（園）支援体制の確立

学校（園）現場で起きている様々な課題に対して、学校（園）とともに教育センタースタッフである教育指導員、就学相談員、幼児教育アドバイザー、適応指導教室相談員や指導主事等を交え、課題解決に向けての会議を開催します。

情報の共有化により，多面的なアプローチが可能となり，各課題に対してより学校の負担軽減を含めたより良い学校支援体制を構築します。

⑤教育情報の発信と教育関係資料の収集

各学校の授業実践，生徒指導等に有効な情報を収集し，集積した教育の情報の発信源となる取り組みを行います。研究発表会の紀要や指導案など教育資料やデータを収集し，学校，園や教職員の要望に応じていつでも閲覧できるようにします。また，最新の教育情報の発信にも努めます。

3 子育てのための家庭教育への支援

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実

①家庭・学校・地域が連携した子育て支援ネットワークづくりの推進

青少年の豊かな心の育成と安全・安心な生活環境整備を行うためには、学校だけが子どもたちの教育の役割と責任を負うのではなく、これまで以上に家庭・学校・地域が連携し、協力していくことが重要となっています。

家庭・学校・地域が一体となり、連携して子どもを育てる意識を共有するためには、家庭教育について学習する機会が必要となります。学習機会として「家庭教育を考える集い」、「子育て講演会」、「心とからだの講演会」などを実施します。また、市民が家庭や地域など身近な場所で積極的に子どもの育ちに関われるよう、「家庭教育の支援」や「学校教育との連携」、「家庭や学校を含む地域における教育活動の支援」にも取り組みます。

更に、小中学校ごとに組織されているPTA（父母と教師の会）活動の充実を図り、家庭における教育の理解と子どもたちの校外における教育環境の改善などに取り組みます。

②親のための学習活動支援の充実

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの虐待が問題視されています。少子社会のなかで、幼少期から子育てを手伝う、観察するという機会が少ない現状の中で、家庭教育に関する学習機会として、また、子育てに対する意識改革の場として、小・中学校へ入学する子どもを持つ保護者を対象に家庭教育の重要性の認識を高める取り組みを実施します。

(2) 家庭教育，子育てに関する相談機能の充実

①相談支援担当者の情報共有と継続支援

福祉部門と連携し、支援を必要とする就学前の幼児の様子や必要な支援について話し合います。そこで得た情報を「教育支援委員会」に提供することで、情報の共有化を図り、早期からの継続的支援に繋げていきます。更に、就園・就学後の幼児・児童の生活や学習指導にも反映させることで、適切な療育の確保に努めるとともに、担当者による保護者への療育相談支援も行います。

②保健センター，児童福祉部門と連携した教育相談機能の充実

教育センターに就学相談員を配置し、発達面についての心配事や子育て、就学、教育に関する保護者の相談に応じます。また、「特別支援教育推進会議」を開催し、関係諸機関と支援のネットワークを構築します。特に、保健センターや児童福祉部門等との連携を密にし、多面的な支援が行えるよう教育相談機能を充実させます。

4 様々な学びを通じた地域づくりと地域の教育力の向上

(1) 社会教育の充実と多様で主体的な生涯学習活動の推進

①学習に取り組める場と学習機会の充実

市が行っている事業や施策を知っていただくため、市民が主催する学習会などに市の職員を講師として派遣します。更に、いつでもどこでも自らを高める学習環境の充実や多様な学習機会の充実を図り、市民の主体的な学習活動を支援していきます。

②能力や経験が生かされる仕組みづくり

学習成果を地域活動につなぐために、公民館を学びの拠点とした、循環型教育支援体制づくりに努めていきます。また、地域住民が持つさまざまな経験や専門性を学校の教育活動の中で生かすため、「学校支援ボランティア制度」の推進に努めていきます。

③社会教育関係団体への支援

地域ごとの学習課題の把握に努め、社会教育関係団体等と連携して様々な学習活動を推進していきます。また、地域の課題解決に向けた学習機会の企画立案を実施することができ、人材を育成し、学習活動に関わる人とひと、人と団体、団体と団体を結び、学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくりを推進し、地域における社会教育の活性化に向けた活動を支援していきます。

(2) 学校・公民館を核とした地域コミュニティの形成

①まちづくり委員会活動の支援

地域づくりを推進する中心的な役割を担うまちづくり委員会の活動を支援し、リーダーの研修機会や効果的な情報提供、関係機関との連携支援に努め、活動の充実を図ります。

また、社会環境の変化や地域の課題に応じた活動と役割を担う組織のあり方について、調査研究・協議を進めていきます。

②子どもたちの居場所づくり事業の実施

昨今の青少年を取り巻く環境に鑑み、青少年の思いやりの心や社会性など豊かな人間性を育むためには児童の安全・安心な居場所づくりは重要であるため、家庭・学校・地域が連携し、問題意識の共有が必要不可欠です。地域のつながりを強め、家庭・学校・地域が、ともに「新たな居場所づくり」の創設に向けて一体となることが求められています。

小学校の教室を活用した「児童クラブ」「放課後子ども教室」、休日には公民館を活用した「休日子ども教室」を全小学校区に開設し、各地区のまちづくり委員会や市民ボランティア、各種団体の協力を得ながら、放課後・休日における子どもたちの安全・安心な居場

所づくり事業を行っていきます。

③子どもや若者の地域参加の促進

少子高齢化・人口減少社会が進展する中、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。子どもの成長は、学校教育と併せて家庭と地域における教育が不可欠なものであり、学校と公民館の連携による地域の教育力がますます求められています。

地域による教育は、遊びを通じて社会の一員として必要な知識、技能及び態度を学ぶことができます。公民館等が積極的に関わり、支援していくことで、地域による教育力の向上を図り、併せて地域コミュニティの活性化を図っていきます。

④公民館まつり等の充実

公民館で活動するさまざまなサークル、団体が日頃の活動の成果を発表する場である公民館まつり等において、子どもから高齢者まで世代を超えた幅広い交流を推進し、地域の絆づくりを図るとともに、地域文化を育み学習の輪を広げる機会の充実に努めます。

(3) 生きがいくりへとつながる文化的活動の促進

①芸術祭・市美術展等の発表の場の拡充

芸術・文化を身近に感じ、また、気軽に芸術・文化の学習機会を提供し、活動発表と鑑賞の場として芸術祭・市美術展などを開催します。そのほか、地区公民館まつりやまちづくり市民センター祭などの充実を図り、発表の場の拡充、自主的なグループや団体などの活動支援、指導者の育成に努めます。

②生涯学習活動団体の支援・育成

生涯にわたり自らの意思で学び続ける意識の高まり、多様化に対応した、幅広い学習情報の提供に努めるとともに、「鹿嶋市文化協会」や「かしま灘楽習塾」を始めとした生涯学習団体の活動を支援します。

また、市民の主体的な生涯学習活動を支援するため、生涯学習活動団体と連携し相談体制の充実を図ります。

(4) 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

①子どもの学びを地域で支える仕組みづくり

青少年を取り巻く環境を鑑み、青少年の思いやりの心や社会性など、豊かな人間性をはぐくむためには、家庭、学校、地域が一体となり、ボランティア活動などの体験活動を推進していくことがますます重要になってきています。子どもたちの健全な育成のために、地域住民が学校支援ボランティア、または、ゲストティーチャーなどとして学校の教育活

動に関わり、地域住民が持つ様々な経験や専門性を活用することで、多様な体験の機会を広げていきます。

②自然体験などの青少年の交流と活動の促進

青少年が心の豊かさやたくましさを育むと同時に、世代の異なる人たちが相互に交流することができるよう、自然体験活動への支援を行います。

また、社会教育関係団体や青少年育成団体などが行うさまざまな学習活動を支援することで、青少年が地域活動に参加しやすい仕組みを推進していきます。

③青少年相談員活動の充実

地域の実情に応じて青少年相談員を配置し、巡回活動や青少年に対する声かけや相談などを行います。また、警察との連携により青少年非行の実態を把握し、解決に向けた調査研究の取り組みや専門的な研修会へ積極的に参加することで、青少年相談員の資質の向上を図り、活動の充実に努め、青少年の健全育成を進めます。

- ・街頭などにおける定期巡回（夜間活動含む）や祭りなどの地域行事開催時の特別巡回
- ・健全育成や非行防止に関するキャンペーン活動、青少年の健全育成に協力する店登録活動
- ・有害広告物や白ポストによる有害図書の回収活動
- ・通学路などの巡回活動

④メディアリテラシー教育の推進・情報モラルの向上

情報化によるコンピュータやスマートフォン等の使用方法は日々変化・進化しており、近年では低年齢からインターネットの利用が増加しています。学校教育においては、ICT端末を活用した学びを推進しており、教育もインターネットと切り離して考えられない時代が到来しました。一方で、インターネット上の有害な情報は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしている一面もあり、また利用により犯罪の被害や、事件に巻き込まれるなどの事案が多発しています。青少年が安心してインターネットを利用できる環境やインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、保護者（家庭）・地域・学校等における情報モラル教育の推進に努めます。

- ・メディア教育講習会の実施
- ・フィルタリングサービスなどの啓発活動

5 伝統文化・芸術の振興

(1) 豊かな感性を育む芸術文化に親しむ機会の提供

①鹿嶋勤労文化会館等を活用した事業の充実

芸術・文化の鑑賞に関する市民の要求を把握し、優れた絵画・書などの芸術作品や音楽・舞台芸術などを鑑賞できる機会を提供することで、芸術文化活動に対する関心を高め、心豊かな市民生活の創造を支援します。

そのために、広域にわたり文化公演等の各種開催情報を積極的に発信していきます。

②学校や様々な場所で芸術に親しむ機会の提供

勤労文化会館以外でも学校やその他の施設において、児童生徒をはじめ市民が優れた絵画・書などの芸術作品や音楽・舞台芸術を鑑賞できる機会の提供に努めます。また、地区まちづくり委員会の移動学習など、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。

(2) 歴史、文化遺産（有形・無形）の保存・保全と継承

①国・市指定の史跡の整備

国史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」は、保存活用計画を平成30年3月策定し、令和2年度に整備基本計画を策定しました。この基本計画を基に、今後、基本設計等を作成し、郡家跡（神野向遺跡）を歴史公園として整備・公開することを目指します。

また、市内の展示施設とガイダンス施設を連携し、鹿島神宮や林城跡などの鹿嶋市内にある貴重な史跡や遺跡を市内外に情報発信し、悠久の文化かおる鹿嶋の歴史を広く伝えます。

②歴史的資料を保存・公開する施設の整備

鹿嶋市は、1万年以上前の石器時代の遺物が発掘されており、また奈良時代に記された「常陸国風土記」にも『佳境しきことの豊かなるは、委かに記すべからず』と紹介されていることから分かる通り、古くから多くの人々が行き交い、暮らしてきた歴史ある街です。そして、この歴史は鹿島神宮をはじめ、剣聖塚原ト伝、鹿島開発、鹿島アントラーズの活躍と続く、まさに鹿嶋市の人々がこれまで歩んできた歴史の道標であると言えます。その歴史の道標として、鹿嶋市には多くの文化財が残されています。このような貴重な歴史を保存・活用し、後世に伝えていくことは、今、その歴史を引き継ぐ我々に課せられた使命であると言えます。また、文化財の保護や資料の収集・保管については、教育委員会の役割であり、郷土の歴史・文化財を適切に保存管理して、後世に伝えることは責務となっています。

文化財の多くは、神社やお寺、個人所有のもので、所有者の管理のもと、保存されてい

ますが、継承者の問題など様々な課題から寄託して保存している場合もあります。このような課題を解決し、貴重な鹿嶋の歴史や文化を後世に残し伝えていくため、また、歴史資産を適切な状態で保存できるように、そして、それらの文化財を市内外へ発信、公開活用できる施設を整備します。

スケジュール	R3	R4	R5	R6
	設計		工事	開館

③歴史資料の収集と保存・活用

鹿嶋の歴史や文化について、それぞれの施設にて保存、展示、記録を進め、調査研究の成果として報告書や市史を発刊していきます。更に、デジタル博物館など、インターネット上でも鹿嶋の歴史や文化の素晴らしさを公開発信していきます。

④伝統文化の保護と継承

鹿嶋の民俗文化財として、国選択無形民俗文化財に指定されている「祭頭祭」や「鹿島みろく」、市指定無形民俗文化財の「鹿島ばやし」、「泣きぎおん」、「新田神楽」等があります。子どもたちが地元の伝統文化に触れる機会を創出し、郷土や地域文化への理解と関心を高めるとともに、文化財を保存継承している団体等の支援を図っていきます。

(3) 郷土に誇りをもてる学びの推進

①郷土の自然や歴史にふれる機会の充実

鹿嶋市は太平洋・北浦に面し、水郷筑波国定公園に指定されています。また、県天然記念物である鹿島神宮の広大な樹叢や、国天然記念物であるハマナス自生南限地など、数多くの貴重な自然遺産があります。

更には、『常陸国風土記』にも記載された鹿島神宮や鹿島郡家跡など、貴重な歴史遺産も数多くあります。そうした豊かな自然と歴史にふれる機会を充実させるため、どきどきセンターやミニ博物館ココシカの文化財展示やデジタル博物館など、様々な事業を展開・充実させ、郷土への誇りを醸成します。

②郷土の歴史を学び親しめる環境の整備

子どもたちや市民が気軽に歴史を学べるよう、郷土の歴史について楽しく学べる施設を整備し、実際の資料に触れたり、親子で体験活動が出来るような事業を展開します。また、現在進めている史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」の一つである鹿島郡家跡歴史公園との連携や鹿嶋どきどきセンター、ミニ博物館ココシカ、はまなす郷土資料館、デジタル博物館など関係施設と連携し、各事業の内容を充実させるとともに、一体的な歴史学習の場の提供を進めます。

6 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) 幅広い年代が楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進

①スポーツ事業の開催と体験する機会の提供

2002FIFA ワールドカップ，2020東京オリンピックの開催市として，アントラーズホームタウン DMO と協力し，大規模な大会の開催や誘致などを図ります。

また，スポーツを体験する機会を多く設けるため，学校スポーツ施設開放事業などの活動を推進します。成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%以上になることを目指すとともに，市民生活におけるスポーツの習慣化を図ります。

併せて，鹿嶋市スポーツ推進委員連絡協議会やNPO法人鹿嶋市体育協会，NPO法人かしまスポーツクラブ，各まちづくりセンターが行う健康づくり教室を開催し，健康づくりを推進します，

②スポーツ情報の発信

市民が容易にスポーツへ取り組むことのできる機会を見つけられるよう，広報かしまやFMかしま，市ホームページ（かしまスポーツナビ）などの媒体を通じて様々なスポーツ情報を発信していきます。

③障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツの育成と推進を図るため，障がい者スポーツ等の情報発信を行うとともに，福祉部門との連携を強化し，障がい者スポーツのサポート体制づくりを進めます。また，障がい者スポーツを支援するための研修会を開催し，指導者を養成するとともに，地域スポーツクラブにおいて障がい者が参加できるスポーツ教室を開催するとともに，安心してスポーツ施設を利用できるよう施設のバリアフリー化に努めます。

④スポーツによる国際交流の推進

スポーツ活動を行う団体等における民間レベルでの国際交流活動を支援・促進するとともに，国籍や文化の違いを超えた友情を育み，広い視野と国際感覚を備えた次世代を担う人材を育成するため，国などの補助事業等を活用し，スポーツ活動による国際交流の推進を図ります。

(2) スポーツ団体の育成支援と指導者の育成

①スポーツ団体の育成支援

身近な地域に様々なスポーツ団体を配置し，市民が職業や世代を超えて多種目のスポーツに取り組める環境づくりを目指します。また，市内におけるスポーツ団体間の連携を図

③スポーツ施設のバンドリング⁸事業推進

市内の都市公園のうち、高松緑地公園、ト伝の郷運動公園、大野潮騒はまなす公園内にあるスポーツ施設は、利用者も多く、健康増進の場や交流憩いの場として親しまれています。

スポーツ施設と公園施設等を一括して管理・運営することで一層のサービスの向上と利便性が高まるよう、より効果的、効率的な運営を行うバンドリング事業の導入を検討します。

⁸ バンドリング：同種または異種の複数施設を一括して事業化する手法のこと。

7 教育における今日的な課題への対応

(1) 教育と福祉が連携した子どもたちへの支援

①子どもや家庭に対する早期からの相談支援体制の充実

児童生徒に関する問題の早期発見・早期対応のために、教育と福祉が連携して児童生徒の支援を行うためのセーフティーネットを構築します。

②学びを支える経済的支援の充実

経済的な理由により小中学校の就学に必要な費用負担が困難な児童生徒の保護者に対し、「要・準要保護制度」によりその費用について援助を行います。また、福祉部門が実施する子宝手当支給事業の他にも、保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを促進するとともに保護者の負担軽減を図るため、中学校3年生までの範囲で子どもが3人以上いる場合、第3子以降に該当する子どもについて保育料・給食費が無料または軽減となる施策を実施します。

更に、経済的理由によって大学・専修学校・高等学校等の修学が困難な方への支援を、高塚奨学基金を財源とした鹿嶋市奨学金制度により引き続き行っていきます。

また、経済的支援が必要な児童生徒の学力向上を図る施策の研究を行います。

③不適切な養育から子どもを守る取り組みの充実・強化

児童虐待問題は、依然として深刻な社会問題の一つであり、不適切な養育環境は子どもの発達に著しい影響を及ぼすことがわかっています。虐待の発見そして初期対応のできる場として、また虐待発生予防の場として幼稚園、保育所、小中学校が重要視されているのは自明のことです。

児童虐待等に対する早期発見・早期対応のために、福祉部門との連携を図りながら、ケース会議を実施し、関係機関との情報共有を図ります。更に、教育センターにおいて、事例検討会や適切な対応に関する研修会を開催します。

(2) 主権者教育、消費者教育の推進

①主体的に政治的参加意識を高める主権者教育の実践

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、児童生徒に国家・社会の形成者としての意識を小中学校の段階から醸成することが大切になります。そのために、小中学校の社会科では、これまで以上に政治の仕組みについて必要な知識を学びます。さらに、学校教育を通して、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力や社会の出来事を自ら考えて判断し、主体的に行動する力の育成に努めます。

②消費者としての自立を促す消費者教育の推進

民法の成年年齢が令和4年より18歳に引き下げられるため、18歳までに契約に関する基本的な考え方や責任について理解するとともに、主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育む必要があります。小中学校の社会科、家庭科、技術・家庭科等において消費者教育の教育内容の充実を図るとともに、児童生徒の「生きる力」を育むことを目指し、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養います。

（３）教育施策の情報発信と広聴活動の推進

①教育施策の情報発信

教育施策の情報については、鹿嶋市ホームページを中心に発信してきましたが、平成18年に行われた市民アンケートで教育に関する情報について「分からない」という回答が約半数を占めており、大多数の市民は情報をあまり知りえない状況にあることが分かりました。開かれた教育委員会を推進していくため、平成19年7月から「教育かしま」の発行を始め、現在までに45号を発行しました。

時代に合った情報発信方法を検討し、本市の教育行政や地域の特色のある教育活動を積極的にタイムリーに発信していきます。

②広聴活動の推進

本市の教育の現状をしっかりと把握するとともに、課題の早期発見や早期解決に導き、よりよい教育行政を運営するため、教育懇談会や施設訪問など継続的に実施します。

第4章 教育振興基本計画の推進

1 平成25年度作成計画案の見直しについて

「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画」の策定にあたり、加藤崇英茨城大学教育学部准教授を委員長とする「鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会」において、平成25年3月より平成26年1月の間、9回の策定委員会を経て最終案をまとめたところでした。その後、パブリックコメントの実施、教育委員会への計画案の報告、協議、審議決定を経て、市長へ報告等、市全体の認識の共有化を進めるものとしていましたが、市長の交代、滋賀県大津中学校生徒の自殺問題をきっかけとして議論が活発化した「地方教育行政の改革」等の内外の大きな変化があったことから、最終段階の手続きを中断し、「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画（案）」を見直すこととしました。

平成25年度に作成した教育振興基本計画案の個々の施策について大幅な見直しはありませんが、長年の教育行政の課題についての数々の議論を踏まえ、平成27年4月に施行された改正地方教育行政法の改正趣旨（「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化等」）を加えること、あわせて平成25年度策定時の教育行政の課題を見直し、一層今日的な課題を盛り込むなどの修正も加えています。特に、改正地方教育行政法では、市長が教育長・教育委員と総合教育会議を開催し、「教育大綱」を策定して公表するなどの規定が盛り込まれました。この改正を受け、「教育大綱」と本教育振興基本計画の方向性を一致させることが必要との考えから、本年度、市長が決めました「教育大綱」と足並みを揃え、教育振興基本計画の体系を見直したところです。

2 第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画の見直しについて

平成28年度から平成37年（令和7年）度の10年間を計画期間として、「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画」を策定しましたが、前期の5年間（平成28年から令和2年）が経過する中でも、少子化及び高齢化を伴う人口減少社会が一層進展し、技術革新を伴うICTが生活の中に入り込む等、大きな変化が急激に到来しています。

また、2020年から始まった新しい学習指導要領においても、将来の予測が困難さを増す状況の中、これからの社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、判断して行動できる『生きる力』を身に着けることを目標とし、社会の要請にあわせたものとなっています。特に、ICT技術の急激な高まりから「5Gの時代」が到来したことにより、ICT機器を学びの重要なツールとして位置付けることがSociety5.0の時代に向けた教育が実効性を伴うものとして可能になりました。このことは、新型コロ

ナウイルスの感染拡大を受けて、学びを止めない手法として、ＩＣＴ機器の活用がたいへん有効であるとして、「GIGA スクール構想」を加速度的に推進することとなり、鹿嶋市においても令和２年度中に１人１台のノートパソコンを、全ての児童生徒に配布することができました。

更に、地球温暖化、環境破壊、貧困等を世界共通の課題とし、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した「SDGs」の推進が地球規模で求められる背景があり、「SDGs」を意識した教育行政を進めることは当然のことといえます。

計画期間が後期を迎えるにあたり、様々な変化する社会の要請を考慮し、更に前期５年間の実績を踏まえて、大幅な基本方針や主要施策の見直しは行わず、具体的事業や各事業の進捗状況の修正を行いました。

なお、私たちの生活を取り巻く社会や経済は、今後ますます変化することが予想されるため、今後策定される第四次鹿嶋市総合計画をふまえ、随時、見直しを図っていきます。

3 第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画の推進について

計画の推進にあたり、改正地方教育行政法の趣旨を踏まえ、教育委員会、総合教育会議、教育行政評価委員による教育行政評価等により計画のＰＤＣＡのサイクルによる進行管理を進めます。

①鹿嶋市教育委員会による計画の進行管理

改正地方教育行政法では「政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。」としていますが、教育長が教育委員会議の主宰者として審議の活性化に責任を持つこと、また教育委員には教育長の事務執行に対するチェック機能を果たす自覚、深い関心、熱意が求められる等の制度を運用する教育委員会の意識改革が求められています。また、教育委員会会議の透明化を図るため、会議の公開に加え、議事録の作成や公表の努力義務が規定されました。

鹿嶋市教育行政、教育振興基本計画の推進にあたっては、執行機関である教育委員会が適切な進行管理に努めていきます。

②市長と教育委員による総合教育会議による教育大綱及び教育振興基本計画の進行管理

鹿嶋市においては、改正地方教育行政法により規定された「総合教育会議」の開催以前から、不定期に市長と教育行政（教育委員会委員）、教育現場（学校長）との懇談会は行われてきていました。「教育大綱」策定後も民意を反映した教育行政を推進していくため、市長が定期的に総合教育会議を開催していきます。また、教育委員会からも市長に対し積極的に開催を要望していきたいと考えています（地方教育行政法第１条の４）。

③学校等施設への訪問

教育現場に出向き、現場で聞く生の声、現場で感じるものが、今日的課題に迅速に対応するための最良の方法です。教育振興基本計画で目指したものが現場と乖離したものになっていないかを常に注意を払いながら推進する必要があります。特に義務教育課程の小・中学校および幼児期は、人格形成期の重要な役割を担う教育機関であり、教育現場も行政も注意深く、丁寧に児童生徒に関わるための情報把握に努めます。

④教育懇談会の開催

鹿嶋市教育委員会では、幼児教育・学校教育・社会教育などの教育行政について、直接市民の皆さんから生の声をいただくために教育懇談会を開催しています。子育て世代の方や子どもたちを地域で支える活動をしている方、自身の生涯学習に取り組まれている方など、様々な年代、様々な立場から多くの意見を直接伺い、鹿嶋市教育行政の今日的課題を把握し、鹿嶋市教育行政施策の検証を行います。

⑤教育行政運営方針の策定と教育行政評価

教育振興基本計画を踏まえた年度ごとの具体的な取り組みを「鹿嶋市教育行政運営方針」として策定し、その状況について、外部委員により構成される「教育行政評価委員会」にて「教育行政評価」を行ない、次年度の教育行政に反映させます。なお、「教育行政評価報告書」は市議会に提出するとともに市民に公表するものとします（地方教育行政法第26条）。

鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会設置規則

平成15年1月23日

教委規則第3号

(設置)

第1条 鹿嶋市の目指す教育と教育に関する施策を、効果的かつ総合的に推進するための鹿嶋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議検討する。

- (1) 本市教育の理念及び将来的にあるべき教育の目標に関すること。
- (2) 本市教育の充実に向けた施策の方向性に関すること。
- (3) 新鹿嶋市総合計画の基本計画期間内の具体的施策に関すること。
- (4) 基本計画の点検・評価及び重点施策並びに施策の推進に必要な個別事業の見直しに関すること。
- (5) その他策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 教育機関関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会に、資料収集・作成及び調査研究のためワーキングチームを置くことがで

きる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育施策企画・調整担当課が行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月22日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日教委規則第11号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

氏 名	委員当時の所属
加藤 崇英	茨城大学教育学部准教授
丸山 広人	茨城大学教育学部准教授
倉持 利夫	鹿島高等学校長
佐々木 孝明	大野中学校長
塩入 豊子	子鹿幼稚園長
生井澤 精二	元高等学校長
大鷲 忠	鹿嶋市PTA連絡協議会長
樋口 映子	県東地区PTA連絡協議会副会長
和田 勉	豊津地区まちづくり委員会委員
石上 諒	はまなす公民館地区まちづくり委員会委員
飛田 芳子	前教育委員
網敷 俊志	公募委員
出倉 智弥	公募委員

任期：平成27年3月28日まで

第Ⅱ期 鹿嶋市教育振興基本計画

平成28年3月

(令和3年3月改定)

(令和4年3月追記)

茨城県鹿嶋市教育委員会総務就学課編集

TEL 0299-82-2911

FAX 0299-83-7894

E-mail kyouikusoumu2@city.ibaraki-kashima.lg.jp